

第2部 研究報告

料紙論と和紙文化

湯 山 賢 一

はじめに

我国に伝来する古文書、古記録、典籍、仏典、あるいは絵画の料紙となる和紙については、時代時代に於いてさまざまな名称が見えている。伝統的な抄紙技法によって作られる和紙の歴史は、抄紙技法上の発展の側面からは、溜漉から流漉への抄紙技術の変遷の歴史として語る事ができる。しかし、現在われわれが見知ることができる抄紙技術というのは、すべてが江戸時代以降のものであり、現代の紙漉をもって、そのまま中世以前の抄紙技法を考え、中世以前の紙について論じることは避けなければならない。

抄紙技術は時代時代によって大きな変遷を経ており、例え同じ名称をもつ紙であっても、抄紙技術上にみる技のもつ意味は大きいものがある。和紙の歴史を簡潔に言えば、それは、和紙の素材となる多種多様な材料を、抄紙技術の上から取捨選択した上に、できあがった製品の具合の良し悪しを、更に、抄紙工程上の効率化の面からも絞り込みを行って、これを技術上に発展させたものである、とすることができるのではないだろうか。

本科研において、我々が和紙を考える基本的な姿勢というのは、歴史記録上に見える紙の名称と現存する遺品との関係を、どのように合理的に説明するか、というところにあり、それはまた誰にでも分かる古文書料紙の分類の客観的な判定基準を作ることを目指したものである。例えば、我国の中世を代表する紙である檀紙と杉原紙、これは現代からみれば情報、交通や人の交流等が極めて制限された中世社会において、「檀紙」「杉原」などの名称で容易に紙の種類としてその特定がなされ、延いては贈答品としても広く世間に流通していた。当然のこととして当時の人々はそれらを認識するメルクマールを持っていた筈である。

和紙の変遷、料紙論を考える上においては、遺品から当時の名称で呼ばれていた物件を特定する作業が必要不可欠となる。しかしながら、現状では、遺品から当時の名称を特定するというのは、なかなか困難である。なぜ、判断が難しいかというと、その最大の理由は料紙自体が経年変化によって、漉き上がり当初の一文書料紙で言えば使われた一状態よりかなり変化しているという点にあると考える。身分社会における文書料紙は、利用目的、内容、身

分関係によって、使用される料紙に一定の決まりがあった。文献記録上に見えるこうした決まり、歴史用語を遺品上で復元して行くということが大事な検討作業となる。

従来の料紙論の大きな問題点は、遺品と歴史的用語の整合性を考える上で、抄紙技術の歴史的経緯をあまり重視しなかったため、逆に江戸時代以来の現代の紙との単純な比較論に陥りやすいという面があった。今ひとつには、従来の論は生漉と再生紙からなる抄紙技術を前提としたものではなく、生漉を主にした料紙論であったため、再生紙はせいぜい宿紙程度の範囲でしか触れられていないという点を挙げるができる。

蔡倫によって完成した溜漉の抄紙技術が、当初から幣布等の処理繊維の利用を前提としていたことは、当然再生繊維を用いた技法が当初の抄紙技法の中に含まれていたことを示している。再生紙の利用は生漉に比べ、製紙工程の大幅な省力化と生産の効率化をもたらすものであったから、年貢としての紙の集積と消費地であった中世都市京都においては、紙の生産は再生紙を除いては成立しなかったであろうと考えられるのである。都市工房において再生紙が半数を超えるパーセンテージだったとする根拠は、紙屋院等における色紙や宿紙のピンからキリまでの料紙の有り様を見れば、十分考えられることで、再生紙は紙を大量に消費する権門、特に寺院での比率は高いものがあったと思われる。

勿論、こうした遺品の名称とその復元は、多くのデータの集積が必要である。そのためには使えるデータの共有化、情報交換が望まれ、この場合の使えるデータとしては、より客観化されたものでなくてはならないと考える。

料 紙 論

紙はどのような紙の場合でも漉き上がったままの状態では、それが樹皮や苧麻や、あるいはボロ裂等を原材料として、生漉の工程を経て漉き上げられたものであろうと、あるいはまた反故紙を再生して漉き返して作られた紙であらうと、それらはあくまでも一般に言う紙でしかない。この紙を用いて書なり絵なりを、書き描くためには、使用対象となる紙への何らかの働きかけが不可欠となる。

我国の場合、紙が製品として出荷される時に、四周をきれいに化粧断ちする形で裁断して出荷されて利用者の手に届くというのは、江戸時代以降のことである。中世以前においては、紙は所謂「耳」のついた状態のものが流通の基本で、これを切り揃えたりするのは、あくまでも利用者の手によって行われるのが原則であったと考えられる。例えば、古文書に用いられる堅紙は、『延喜式』に堅紙の標準寸法が、縦一尺二寸、横二尺二寸と見えており、略その範囲で漉き上がりの後に、四周の耳部分を化粧断ちした形で用いられていたことは、遺品上からも知られるところである。

これはまた、装潢の用語の変化と硯箱という遺品上からも説明することが可能である。奈

良時代、紙を切揃え、継いだり染めたりすることを装潢と言ひ、これに当たる技術者を装潢手と言ひ、所謂養老令の官撰注釈書である『令義解』には、「截治するを装と曰ひ、色を染めることを潢という」という形で見えている。当時の中務省図書寮や公私の写経所等において、紙を継ぎ仕立てることは、こうした装潢手と言われる技術者の仕事であり、これに経文等の文字を書く、経生＝経師とは明確に区別されていた。

しかし、平安時代に入り、恒常的な大規模な紙を利用する写経事業がなくなり、個々の經典ごとの写経事業程度になると、装潢と経師を区別する言葉の必要がなくなって、紙を利用し書き手となる経師が、各々の有力権門に属して、装潢の技を生業として、巷間で日常的に紙を継いだり仕立てたりすることを行うことになり、経師という言葉が装潢師をさす言葉に変化していく。同時に、日常的に紙を文書や典籍等に普段使いするような場合は、いずれも紙を利用する人の手で行われ、他方きちんとした卷子や冊子装に仕立てるような場合は、これを生業として行う経師に依頼するように分かれていくことになる。

こうした変化は平安時代に入り、貴族、僧侶の身廻り調度としての文机や硯箱の出現に見ることができる。有名な『源氏物語絵巻』の「夕霧の巻」（五島美術館）に見る硯箱や、遺品の上では時代が降るが、十三世紀の「籬菊螺鈿蒔絵硯箱」（鶴岡八満宮）に見る刀子、錐がセットされている姿にその利用の仕方が見えている。さらに現存する最古のものとして、九世紀の「菅公遺品」（道明寺天満宮「古神宝」のうち）の中に刀子が含まれていることから、平安時代前期には、こうした利用者側による身近な紙の加工、利用者による紙への働きかけが行われていたということが、理解できるのである。

こうした働きかけが、必要最小限度の場合は、紙を文書料紙としての書状に用いるような場合である。例えば、一枚の紙を、堅紙の全紙で用いる場合には、書札様文書ならば一枚ごとに継ぐ必要がないわけである。必要に応じて差出者が天地左右を化粧断ちして用いることになる。また、苧麻の紙の場合では滲みを防止するために打紙加工をしたり、滲み防止のサイジング効果のために黄蘗を塗ったりするようなことは、奈良時代以降、装潢、経師の手によって行われてきた。

平安時代後期以降、紙の関わり方が、切揃えや、封や、粘葉本の糊付けなどの最小限の日常的なものは各々利用者の手で行われ、加工紙などの製作は紙工などの専門業者の手で、また卷子、表装などの専門的なものは専門稼業としての経師屋の生業に、明らかに分化していくことになる。中世の経師という家の成立の時代を通して、江戸時代の表具師稼業の全盛の歴史の中で、さまざまな形で、紙の文化、紙に関わる文化が作られていくようになるが、時代が降るにつれて、紙の製造、販売、仕立ての専門化の傾向はますます顕著になっていく。

実は、こうした紙の利用に対する利用者側から何らかの働きかけが行われたものが料紙なのである。料紙とは、書を書いたり、あるいは絵を描いたりするために、漉き上がった紙に何らかの目的をもった工夫が施されたものを言う言葉であり、その意味では一般的な意味に使う紙とは区別すべきであろうと考える。因みに平凡社の『日本国語大辞典』では、「使用の料とする紙。ものを書くのに用いる紙」という形で料紙がみえ、『建礼門院右京大夫集』には

「^(反故)ほうぐえり出して、^(料紙)れうしに漉かせて経かき」と、反故を漉返して写経用の料紙としたことが見えている。即ち料紙とは、紙を一定の目的のために用意したもの、ないしは用いられたものを言う言葉であって、一般的な紙とは明確に区別される言葉であると考えられるべきものである。

和紙＝紙という言葉は広義の意味で、生漉から加工までの幅広いものを含んだ言葉であるが、現在残る遺品としての和紙を見た場合、それらはいずれも一定の目的をもって利用されて、今に残っているものであり、狭義の意味では、それらは料紙である。であるから、我々の対象となる紙遺品は、厳密な言い方をするとすべてが料紙であると考えられる方が文化財学上にはモノに即した表現になる。

素紙と加工紙

さて、料紙には素紙と熟紙—所謂加工紙—がある。言うまでもなく、素紙は漉き上げたままにあるものを利用対象とするものである。一方、熟紙は漉き上げた状態のままでは利用するには不十分なため、滲み防止や発色をよくするために打紙や、瑩いたり、あるいは礬水を引いたり、あるいはまた黄蘗で染めたりしたものを言う。

文書料紙の世界でこの関係を見ると、我国の文書料紙は原則として素紙を用い、加工紙を用いない。これは文書料紙としてのあるがままの姿が、その信用性の基本的な性格を示すものだったからであり、加工の手が加えられない素紙は、文書自身が改竄されていないということの証明となったからである。

勿論、これには例外がある、それは外交文書等や一部勅書の類である。外交文書は国の威信を懸けたものであるから、当然立派な加工紙を用いるのは、何も我国だけの例ではなく現存する明、清や朝鮮国王、あるいは琉球国や江戸幕府の国書を見れば、理解することができる。

しかしこうした例外を除き、古くに公私の文書に加工紙が用いられた時代があった。それには製紙技術と製紙工場のありようが大きく関係していたと考えられる。奈良時代の公文書の料紙はすべて官営工房の手になったが、そこでは麻紙はおろか、楮の穀紙に至るまでサイジング効果のために丁寧な打紙加工がなされていた。それらは溜漉きの技法で麻紙等を主体に、十分な叩解を行う格段の手間と時間を費やす製紙法の上に成り立つ、奈良時代独特の料紙供給のあり方によるものであった。であるから当然、公文書の基本である戸籍、計帳等の類はすべて打紙加工がされた穀紙、即ち熟紙が用いられていた。

公式令によって、改竄防止のために、官府、官牒等の字面に捺印がされた文書の場合は素紙が用いられているが、公験等の一部には熟紙も用いられたようで、この傾向は随心院文書中の佐伯院文書の遺例などを見ると、平安前期頃までは確認ができそうである。平安時代中期以降は、文書料紙は素紙が基本として一般化する。筆者は、この文書料紙の加工紙から素

紙への変化の過程は、基本的には溜漉から流漉への抄紙技術の変化の過程の反映であると考えている。それは溜漉ではいかにしても紙料の攪拌にむらができ、漉きむらができやすく、楮でも打紙加工が必要となるのに対して、ネリ剤を入れる流漉では、漉舟の中で紙素が満遍なく攪拌して、漉きむらのない厚・薄自在な紙を漉くということができるからである。

寿岳文章氏はその著『日本の紙』の中で、流漉はまず雁皮から始まって、楮や麻に及んだとの町田誠之氏の説を認めて、雁皮の流漉が登場する時期を延暦年間（七八二～八〇五）と考えられている。筆者は典籍、特に仏典写経料紙はその漉き方に関係なく、楮紙の場合は多くは打紙加工はされている遺品の状況からみて、典籍料紙は溜漉、流漉の判断材料としては難しい面があり過ぎるため、これを避け、古文書料紙の楮紙の打紙＝加工紙か、あるいは、打紙のない素紙、の相違を、外見的な溜漉と流漉の判断基準とすべきであろうと考えている。

更に言えば、溜漉から打紙加工が必要ない流漉の素紙が文書料紙に用いられる時期が、流漉が抄紙技術の主流になった時期と重なるわけで、その時期は平安時代前期であったと考えたい。この点は今後の料紙研究におけるネリ剤の有無や繊維の天地方向への流れ方などのデータの蓄積によって、さらに時代、地域を含めた区切りが明確になることと思っている。

色 紙

次に装飾料紙のうちの基本である染紙、色紙についてふれることにする。料紙に色を付けたり、金銀の砂子を撒いたり、あるいは模様を摺り出したり、はたまた絵を描いたりすることは、料紙を美しく見せる工夫として古代から近世まで、各々の時代によってさまざまな意匠工夫がなされていたことは、多くの遺品によって知られるところである。

装飾料紙の基本は染紙、即ち色紙にある。正倉院文書には縹紙、あるいは紫紙（滅紫紙）など、約三十種に及ぶ染紙が見え、時代は降るが、『和名類從鈔』には蘇芳以下の種々の植物染料の名称が見えている。奈良時代に染紙の技法は、技術的にも装飾上からも完成されたものとなっていたということは、国分寺経遺品の『紫紙金字金光明最勝王経』であるとか、あるいは正倉院文書中に見える「金塵滅紫」の色紙に相当する『解深密経』等の遺品からも、十分に理解できるところである。

奈良朝の染紙は、その九十パーセントが黄紙、即ち黄蘗染めの紙で、ついで紫紙が一パーセント、以下紺紙の順になる。圧倒的に黄蘗が多いのは、黄蘗が諸方に自生して入手しやすいのと、紙に定着しやすい上に、黄蘗にはサイジング効果と発色があり、その意味で打紙省略の利点もあって、経典料紙として荘厳の上からも重宝され、また当時は防虫効果もあると考えられていたためと思われる。黄蘗が中世の大般若経の料紙に至るまで、多くの写経料紙に用いられるのは、こうした理由によるものである。

一般には平安時代中期以降になると、国風文化の発展の中で、より洗練された繊細で和様化した、我国の気候風土に根ざした中間色を配した染め色へと変化していく、というふうに

装飾料紙の世界を見る見方が有力である。しかし筆者は、平安時代の中間色を代表する藍紙本系統の色紙を例にとっても、その基本は奈良時代にあり、色紙としての技術上の出来映えは奈良時代の方が上であり、平安の色紙は基本的に奈良朝の色紙を踏襲したものと考えている。

例えば『法隆寺献物帳』の藍紙料紙は、藍の色紙七五パーセントと無染色の雁皮二五パーセントの配合で、繊維長は一、〇ミリ、紗漉きの明らかな再生紙である。因みに楮と雁皮の繊維特徴などから見ると、生漉の場合、楮交り斐紙というのがあるが、斐交り楮紙は繊維の特性上からは余り意味のない配合であり、この比率から見るとむしろ斐交り楮紙は再生紙であることの有力な判断根拠となり得るのである。

色紙は漉き返しの方が色（染料）が繊維によく絡み、再生紙の方が染まりやすい。『法隆寺献物帳』の藍色紙は当時の官営工房における色紙技術の到達点を示すものであり、これが平安時代の図書寮紙屋院の色紙として継承されていったと考えることが可能である。

これら色紙の染色方法は、先染の漉染紙か、あるいは後染の浸染紙になるが、まず縹や滅紫、あるいは藍紙などの中間色のものは、一度漉き上げた色紙を水に入れて、ドロドロの紙素の形になおして漉き上げたものである。遺品上からみて藍紙などはその際に墨を入れるなどの中間色配合の工夫が凝らされた、所謂漉返し色紙で、これが平安時代の色紙の主流となった。

時代は降るが、名塩の間似合紙などの、いわゆる鉱物染料の場合は、粉を漉込みに行っている。他方、紫紙、紺紙、紅紙などの濃くて、冴えた色合いのものは、漉き上げの白紙を染液に浸して染めた、後染めの浸染め紙であり、現在の紺紙もすべてこの方法で染められているが、その全盛期は奈良時代であり、それに次ぐのが平安時代院政期の「紺紙金字経」であると言うことができよう。

古代中世を通じて、染紙として最も多い黄紙、黄蘗紙は、後染の刷毛でひいた引染紙である。これが大量に染めるのには一番適した方法である。また、色紙は表裏で色の濃淡がみられる。これは板に干す時に日光に晒される方が淡くなり、これが色紙の裏となることによるもので、当時の人はそれを意識して使っていたと考えられる。

こうした色紙はあくまでも、それに書なり絵なりを描くために用意された料紙であり、作品として見た場合、本来は主役の書なり絵画を引き立たせる脇役的な性格を超える性質のものでしかない。しかし、こうした装飾料紙が主役の書なりを凌駕する時代があった。それが平安時代後期『西本願寺本三十六人集』に見える華麗で多彩な装飾料紙である。いわゆる院政期における貴族層の美意識の一大到達点を示すもので、これら装飾料紙は作られた各時代の美意識、風潮や対象の意図した趣向が何らかの形で紙に反映された作品と言うことができるのである。

和紙の文化史

我国において、和紙に書かれた文献の中で年紀を明らかにする最古のものは、「歳次丙戌年五月」（朱鳥元年、六八六）の奥書を有する『金剛場陀羅尼經』（国宝）である。これを遡るものとしては、聖徳太子の撰と伝える『三経義疏』があるが、写経が行われた記録上の最古は、天武天皇二年（六七三）三月に「書生を聚めて、始めて一切経を川原寺に写したもう」という『日本書紀』（卷二十九）の記述に遡る。何れにしても飛鳥時代の七世紀には六朝、隋、あるいは初唐様の影響を受けた仏典や漢籍が書写されており、穀紙（楮）、麻紙等が料紙に用いられていたことが知られる。

やがて奈良時代の八世紀には、中央では中務省の図書寮に製紙場が設けられ、諸国にも造紙手が置かれて、律令政府の意志伝達に必要な公文書をはじめとして、鎮護国家の要としての仏教經典の書写などに、紙の利用は不可欠なものとなった。特に公私の写経所における一切経の書写事業は、紙の需要を飛躍的に増大させるに至った。

因みに当時の一切経は「開元釈教録」によるから、一部は五〇四八卷であり、これに要する紙数というのは、一部で、八万五千余張を数えることになる。一部でもこれだけの料紙をそろえなければならず、正倉院文書や現存遺品上からみて、あれだけ同時並行して何部も作られたということは奈良時代にどれだけの料紙の需要があり、これに応える紙生産の隆盛の程度を想像できるのである。

正倉院文書には種々の紙の名称が見えているが、原材料に限って分類すると、およそ十数種と考えられ、基本的には麻紙と穀紙（楮紙）や大聖武に代表される檀紙（真弓紙）の三種類が中心をなしていたと考えられる。麻紙を料紙とする「光明皇后御願経」は遺品の上でも群をぬいているが、その他「善光朱印経」の名で知られる『中阿含経第十四残卷』（重文）は法華寺一切経の遺品と考えられるので、当時の麻紙に次ぐ料紙である穀紙料紙のすばらしさを今に伝えてくれている。

しかし、奈良時代の溜漉技法を代表する当時の麻紙は、およそ二ミリ程度に切断され、十二分に叩解された上に打紙加工という格段の手間を必要とするものであった。こうした麻紙製造の技術は律令官営工房ならではの抄紙、装潢技術の到達点を示すものであるが、やがてその効率の悪さから、とろろあおい黄蜀葵、のりうつぎ糊空木などのネリ剤を添加した流漉の技法の発展の過程で、その姿を消していくことになる。

奈良時代の紙は麻紙は勿論のこと、穀紙の場合も溜漉によって漉かれているために、その利用に際しては多くの場合、サイジング効果のための打紙加工を行っている。正倉院文書に見える戸籍・計帳の類は穀紙打紙の典型的な遺例といえよう。

平安遷都により、官立の写経所は衰退すると共に、写経遺品も少なくなるが、『延喜式』には中男作物（十七歳から二十一歳までの男子の調・徭役の替わりに郷土の産物を作って納めさせたもの）として、伊賀、伊勢以下相模などの東国諸国や西国九州などの四十二箇国の和紙貢納の国々が見えている。その中には日向は斐紙、肥前は斐皮などのように、九州にお

いて雁皮紙が特産品として作られていたことが知られる。

平安時代はまた、東北をはじめ諸国の地に抄紙技術が発展拡大していった時代でもあった。製紙技術の発展は、いかに省力化を図り、生産効率を上げるかの工夫の連続であり、叩解が十分でなくても容易に紙が漉き上がる方法の工夫、開発の努力がなされたと考えられる。これが流漉へと結実し、毛足長の繊維を容易に漉き上げる手法として、以後の我国の抄紙技術の主流となっていく。原料の供給の面からも作られる和紙の中で、楮紙が圧倒的に多くなるのは、まさに平安時代以降である。ここが奈良時代との大きな相違点といえよう。平安時代中期に東北地方を拠点に発達した檀紙の陸奥紙が瞬く間に都においての流行をみるのは、東国におけるこうした抄紙技術の展開が前提として考えられるのである。

当時の都では律令時代以来の図書寮の紙屋院において、公文書などに用いられる紙が作られていた。紙屋院はまた、『源氏物語』などで有名な美しい色紙を作る工房として知られている。当時の紙屋院は都市工房の宿命として、生漉と同時に大量の漉返紙といわれる再生紙を生産する工房でもあり、貴族の間で囃された色紙は、そのほとんどが再生紙であった。やがて陸奥紙の流行を契機に、紙屋院は専ら蔵人所の紙屋院に代表される漉返紙（宿紙）を指す言葉となっていく。

畿内の有力権門の場合は、その内部にこうした漉返工房の存在を考えてもよいのではないかと筆者は考えているが、これについては、文献上にそれが確認できないのが残念である。とくに寺院においては、その経営と法会、修法のために日常的に多くの料紙の存在が必要不可欠であったから、寺内文書や聖教の類には多くの再生紙が用いられている。醍醐寺の開祖の『理源大師筆処分状』（国宝）は、文書料紙としては時代を遡る漉返紙の遺例である。明らかな図書寮の宿紙遺品の最古例としては、天喜二年（一〇五四）の『後冷泉天皇綸旨』、天承元年（一一三一）の『崇徳天皇綸旨』（共に醍醐寺文書）の料紙遺品を指摘することができる。

平安時代後期になると、米粉を填料に加えた杉原紙が姿を現す。杉原紙というのは、『殿暦』永久四年（一一一六）条に見る「梶原庄紙」が記録上の初見として知られるが、その出現は、これをかなり遡ると考えてよいと考えている。聖教中には杉原紙の遺例が多く見えている。

他方、平安時代の中期以降、末法思想の流行により、有力な権門貴族による写経事業が盛んに行われるようになると、功德、荘厳のために種々の美しい意匠を凝らした装飾経などの出現をみる。経典の料紙に色をつけたり、あるいは金銀の砂子を撒いたりするのは、先述のごとく、奈良時代に完成した装飾技法であるが、平安時代後期には舶載の唐紙の影響を受けて模様を摺り出したり、絵を描いたり、あるいは雁皮系の染紙などを用いて、素材としての紙を生かすというよりは、むしろ意匠効果を全面的に出した装飾料紙の全盛期を迎えるに至る。

三宝院開祖勝覚の筆になる『悉曇字母』（重文）は、いわゆる雁皮の厚様に飛び雲を散らした料紙に金銀箔を撒いた、当時の装飾料紙の典型の一例である。また宋代を通じて舶載さ

れた蠟燭唐紙は、多く禅僧の尺牘や法語の料紙などに用いられている。『和漢朗詠集』（大田切）や道元筆「普勧座禅儀」、後醍醐天皇宸翰『天長印信』（国宝）は、こうした舶載蠟燭唐紙の遺品の代表的なものである。

宋代における印刷文化の発展は当然、我国の春日版以下の版本にも多大な影響をあたえることとなったが、宋・元版の版本を代表とする一切経は、我国にはない竹紙を料紙に用いて印刷されている。東寺や醍醐寺の『宋版一切経』（重文）は、我国に請来された南宋初期版本の姿をよく伝えている。なぜ、我国においては竹紙が作られなかったのか。竹は日本にも豊富にあるわけで、そこで竹紙が作られなかったというのは、今後の大きな検討課題の一つであろう。

鎌倉時代に入ると、檀紙は良質の紙として讃岐や備中などの諸国でも生産されるようになる。檀紙は文書や詩歌、絵巻物などの料紙に不可欠なものとなったわけであるが、これと並行して杉原紙が幅広く作られるようになってくる。鎌倉時代は院政期に多く見られた装飾料紙が下火となり、替わって院政期から遺品の顕著な厚様や薄様などの雁皮紙が、両面書きの典籍の書用上質料紙として用いられるようになる。しかし雁皮は、栽培が利かず、しかも暖地の西日本にしか自生しないために、原材料としての供給は限られており、そのため楮を打紙して、種々の典籍料紙に用いるということが、平安時代同様広く行われた。

鎌倉時代の文書料紙は、朝廷の場合は公文書を中心に檀紙が用いられ、天皇や摂関などの上級公卿や僧侶の書状には上質の檀紙である引合が利用されている。『後宇多法皇宸筆当流紹隆教誡』（国宝）の等の天皇の宸翰書状の料紙はまさに引合の典型と言えよう。

他方、鎌倉幕府の発給文書も公家様の様式に倣ったため、下文様の文書や、公的な書札様文書の御教書には檀紙が用いられた。また鎌倉期には関東武士団の間で書状料紙として杉原紙が用いられるようになると、武士団のみならず権門寺社内の文書料紙としても利用されるようになり、漉返に米粉を入れた杉原紙も多く用いられてくる。こうして杉原が広く用いられるようになると、やがて贈答品、布施物としての杉原紙の普及を見ることになる。

南北朝、室町時代は、公家を中心に使用されていた引合・檀紙が、足利将軍によって意識的に用いられた強杉原以下の杉原紙によって圧倒されていく時代でもあった。『書札礼法抄』に「武家には杉原ならでは文をはかかぬ事也」とあるように、広い範囲で杉原紙の使用を見ることができる。応永三年（一三九六）の『足利義満御判御教書』（醍醐寺文書）あるいは永禄十年（一五六七）『正親町天皇女房奉書』（醍醐寺文書）などは米粉入り室町杉原の特徴をよく伝えている。これらの中では、室町幕府奉行人奉書に用いられた漉返米粉入り杉原紙が、近世の奉書紙へと発展していく系譜を見ることができる。さらに、室町後期に幕府の将軍御内書関係の書札様文書に鳥ノ子紙が用いられるようになると、その利用は有力守護大名から戦国大名により、またたく間に全国に広がっていった。

桃山時代は、豊臣秀吉の全国統一に伴って、大高檀紙と呼ばれる^{しば}皴のある大判の厚紙が豊臣政権の最上級料紙として用いられるとともに、奉書が徐々に普及していった時代である。この時代はまた、典籍や絵巻などにも種々の鳥ノ子紙が開発された。特に桃山の城郭や寺院

などに見られる大規模な普請、構造物の建設は、江戸へと続く障壁画の隆盛期となって、所謂間似合紙の盛行をみるに至った。「三宝院勅使之間襖絵」(重文)の間似合紙に代表されるように、この時代は鳥ノ子紙の最上級紙である間似合紙の利用を含めて、雁皮紙の全盛期であったのである。

なお、近代以降の貨幣に用いられている三極は、一般に十七世紀以降のものと考えられているが、その利用というのは古代に遡ると考えている。

江戸時代は杉原に替わった奉書紙の全盛期であり、それぞれの藩でも紙の生産が奨励され、江戸、大坂をその集積、再生紙としての紙市場の繁栄を見るに至ったのである。